

令和8年度東京港における Cyber Port との
システム連携事業
【募集要項】

令和8年4月6日

東 京 都 港 湾 局

目次

第1	事業の目的	1
第2	事業の内容	1
第3	事業者への支援	2
第4	応募条件	3
第5	分析・検証に関するデータの提供	3
第6	事業への応募	4
第7	事業者の決定	5
第8	事業の実績報告	5
第9	その他留意事項	5

第1 事業の目的

コンテナ物流手続は、現状、海貨事業者やターミナル、陸運事業者といった関係者の組み合わせごとに紙・電話・メール等が混在し、アナログで個別最適な状況にあります。また、いわゆる物流の2024年問題を契機としたトラックの輸送力不足が懸念される中、コンテナターミナルのゲート前混雑の解消やトレーラーのターミナル滞在時間の短縮を図ることは喫緊の課題です。

特に、ターミナルのゲート部で実施されている搬入手続については、国土交通省が開発した新・港湾情報システム「CONPAS」（以下「CONPAS」という。）及び「サイバーポート（港湾物流）」（以下「Cyber Port」という。）を活用し、コンテナがゲートに到着する前にTOS（ターミナルオペレーションシステム）の情報と搬入情報の照合を実施（以下「事前照合」という。）することで、INゲート処理時間の削減を目指すものですが、事前照合の実施の際には、TOSとの照合に必要な情報を登録する海貨事業者等の作業負担が懸案事項となっています。

また、CONPAS及びCyber Portは、船社、荷主、海貨事業者、陸運事業者、ターミナルオペレーターなどの関係者全てが利用することで、港湾物流手続を一気通貫で行うことが可能となるものです。登録者数は拡大傾向にあるものの、実際の利用状況については更なる拡大の余地があると考えられます。

そこで、東京都（以下「都」という。）は、港湾物流のデジタル化等を加速するため、Cyber PortとCONPASを利用する海貨事業者等の社内システムとの連携により情報登録の作業負担を軽減することを目的とした、「令和8年度東京港におけるCyber Portとのシステム連携事業」を実施します。

本事業を通じ、搬入情報の事前照合の実施企業を拡大し、港湾物流全体の生産性向上を目指します。

つきましては、Cyber Portと社内システムの連携及び事前照合事業へ参加する事業者（以下「参加事業者」という。）を以下のとおり募集します。

第2 事業の内容

参加事業者は以下のとおり事業を行うものとします。

（1）事業対象期間

参加事業者として決定後から令和10年3月31日（金）まで

（2）事業内容

- ア Cyber Portと参加事業者の社内システムの連携（システム改修含む）
- イ 都等が実施する搬入票の事前照合に関する実証事業への参加
- ウ 効果検証

※具体的な実施期間・実施内容等については都及び参加事業者等で協議の上、決定します。

(3) 対象参加事業者数

予算の範囲内で決定します。

※予算の範囲内で決定するため、実施期間や規模等は事業者数を踏まえ、別途調整します。

参加事業者は、事業の実施状況等（第5「分析・検証に関するデータの提供」に掲げる事項）を都に報告するものとします。

第3 事業者への支援

都は参加事業者に対して、以下の支援を行います。

(1) 支援期間

事業対象期間と同一

(2) 支援内容

別表1のとおり

※別表1に定めがなく、取扱に疑義が生じた場合は協議の上、決定します。

第4 応募条件

以下の全ての条件を満たす者とします。

- 1 荷主、倉庫業者又は港湾運送事業者※であって、別表2に定める東京港の外貿コンテナふ頭のうち、事前照合の実施が可能なふ頭を利用している、又は利用する予定のある事業者であること。

※用語の意義は、以下のとおりとします。

(1) 荷主

自らの事業に関する貨物の輸送について契約等により輸送の方法等を実質的に決定している者であり、貨物を引き渡す輸出人又は貨物を受け取る輸入人をいう。

(2) 倉庫業者

倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業を営む者をいう。

(3) 港湾運送事業者

港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業及び同条第

- 4 項に規定する港湾以外の港湾において行われる当該事業に相当する事業を営む者をいう。
- 2 Cyber Port と参加事業者の社内システムの連携及び都等が実施する搬入票の事前照合に関する実証事業への参加により、港湾物流のデジタル化等に向けた取組を都等と共に実施できる事業者であること。
- 3 事業の実施方法等（「第5 分析・検証に関するデータの提供」に掲げる事項）についての検証や意見交換など、都等と協力して事業に取り組む意欲がある事業者であること。
- 4 事業対象期間中、必要に応じて、Cyber Portとのシステム連携に必要となる参加事業者の社内システム改修、API設定、環境整備等を実施する体制を確保できる事業者であること。
- 5 その他
次に掲げる団体は、この要項で定める対象事業者となりません。
- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの。

第5 分析・検証に関するデータの提供

参加事業者は、事業の運用に関して、以下のデータ等を都に提供するものとします。都は、提供されたデータ等を用いて分析・検証を行います。なお、当該データ等を基に都が作成した分析結果、統計資料その他の成果物は都に帰属し、都はこれらを利用・公表できるものとします。

- (1) Cyber Portと参加事業者の社内システムの連携に要するもの
- (2) 事業期間中の運用状況や課題等
- (3) その他都が効果検証の分析のため依頼するもの

※分析のために必要なデータについて、現時点での想定は以下のとおりです。

- ・エラー率を計算・分析するために必要なデータ
- ・データの整合性を確認するために必要なデータ

第6 事業への応募

1 応募方法

事業への応募に当たっては、(3)記載の提出先に事前連絡の上、申込書類一式を持参又は郵送

してください。

(1) 申込書類

NO	必 要 書 類	備 考
1	申込書（様式第1号）	
2	誓約書（様式第2号）	
3	事業計画書（様式第3号）	

(2) 申込受付期間

令和8年4月6日（月）から4月30日（木）17時まで

(3) 提出先

東京都港湾局 港湾経営部振興課
港湾デジタルサービス推進担当
〒163-8001
東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 8階南側

(4) 応募に当たっての注意事項

- ア 申込書の提出に際しては、記載内容の説明が可能な方が対応してください。
- イ 申込書類、資料の作成及び提出に要する経費等、申込に係る経費は、全て申込者の負担となります。
- ウ 提出された申請書類は返却しません。

第7 事業者の決定

1 事業計画の審査

都は、提出された事業計画に基づき、申込者が設定した目標、目標達成に向けた取組内容、実現性などを踏まえて審査を行い、参加事業者を決定します（審査項目及び審査のポイントは別表3のとおり）。

2 審査結果の通知

審査結果は、申込者宛てに書面にて通知します。

3 決定の取消し

参加事業者として決定した後、虚偽の申込や不正行為、事業の目的に反する行為等が明らかに

なった場合には、決定を取り消す場合があります。

4 事業計画の変更・中止

参加事業者として決定した後、事業計画を変更・中止しようとする場合は、あらかじめ変更・中止承認申請書（様式第4-1号）により変更等の承認を受けなければなりません。

なお、変更等の承認に当たり必要に応じて条件を付す場合があります。

第8 事業の実績報告

参加事業者は、各年度が終了した日の5開庁日以内に事業実績報告書（様式第5号）を提出してください。

第9 その他留意事項

1 ヒアリング等への協力

事業の効果検証のため、適宜ヒアリング等を行いますので、ご協力をお願いします。

2 事業の公表

Cyber Portとのシステム連携及び搬入票の事前照合の普及・拡大に向け、事前に参加事業者と公表内容について調整を行った上で、取組結果を公表します。

3 事業の中止等について

都は、以下の①、②に該当する場合は、本事業の実施を中止できるものとします。この場合、参加事業者の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

その際に、都は、本事業の運営を休止又は中止により生じた一切の損害賠償義務及びその他一切の責を負わないものとします。

①地震、火災、停電、洪水、津波、噴火、暴動、騒乱、戦争、その他の非常事態により本事業の運営を行うことができなくなった場合。

②その他「第1 事業の目的」に掲げる目的を達成することが困難であり、やむを得ないものであると都が判断した場合。

【問い合わせ先】

東京都港湾局港湾経営部振興課港湾デジタルサービス推進担当

電話：03-5320-5658

別表1 支援内容等（第3関係）

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ Cyber Port と参加事業者の社内システムとの連携に必要な技術的助言 ・ 搬入票の事前照合に関する実証事業の実施に必要な国、コンテナターミナル、その他関係者との調整 <p>※Cyber Port と事業者の社内システム連携に必要な費用について、東京港における港湾DX加速化補助金（Cyber Port 連携）を利用することができます。</p> <p>詳細は、東京港における港湾DX加速化補助金（Cyber Port 連携）募集要領をご参照ください。</p>

別表2 対象となる外貿コンテナふ頭（第4関係）

場所	対象ふ頭
大井	大井コンテナふ頭第1・2号バース
	大井コンテナふ頭第3・4号バース
	大井コンテナふ頭第5号バース
	大井コンテナふ頭第6・7号バース
青海	青海コンテナふ頭公共バース（第0～2号）
	青海コンテナふ頭第4号バース
品川	品川コンテナふ頭バース（SC、SD、SE）
中央防波堤外側	中央防波堤外側コンテナふ頭Y1バース
	中央防波堤外側コンテナふ頭Y2バース

別表3 審査項目及び審査のポイント（第7関係）

審査項目	審査のポイント
①目標設定	東京港における Cyber Port とのシステム連携及び事前照合事業の目的を理解し、参加事業者が解決すべき課題を適切に分析した上で、到達目標を設定できているか。
②目標達成に向けた取組内容	①で設定した目標達成に向け、具体的かつ主体的な取組内容が示されているか。
③実現性	事業計画書の取組に実現性はあるか
④将来性	支援期間終了後もシステムを継続利用する仕組みがあり、将来にわたり港湾物流の効率化に繋がるか。